

平成 29 年度 厚木市障害者協議会 第 2 回 実務者会議

日 時	平成 29 年 6 月 29 日 (木) 午後 2 : 00 ~ 午後 4 : 15	書記
場 所	厚木市保健福祉センター 5 階 視聴覚室	
出席者	神奈川県精神科病院協会 (清川延寿病院事務局長)、厚木市手をつなぐ育成会、厚木市自閉症児者親の会、精神保健福祉促進会フレッシュ厚木、厚木地区知的障害者施設連絡会 (野百合園)、厚木市障害者福祉事業所連絡会 (三田つばさ作業所)、厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会 (共同代表)、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢自立支援ホーム、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会県央支部、厚木市民生委員児童委員協議会 (睦合北地区)、相談支援事業所連絡会 (ハートラインあゆみ)、厚木市地域包括支援センター (睦合南包括支援センター)、厚木市教育委員会、特別支援学校、県央地域厚木就労援助センター障害者就業・生活支援センターぼむ、厚木保健福祉事務所、厚木市社会福祉協議会、厚木市福祉総務課、厚木市障がい福祉課 事務局：厚木市障がい福祉課、厚木市障がい者基幹相談支援センター (敬省略)	
1 開 会	資料確認	
	挨拶 厚木市福祉部障がい福祉課長 本日は、厚木市障害者協議会第 2 回実務者会議に大勢の皆様のご出席をいただきありがとうございます。ただ今福祉部では、地域の福祉計画、高齢者の計画、障がい者の計画の 3 つの計画の見直しを進めています。来年の 4 月から、大幅に見直した計画をスタートさせます。議題の方で説明しますので、皆様方にご意見をいただきたいと考えております。 前回の計画から、今回見直す計画はちょうど 5 期目ですが、前の計画ですと、リハビリテーションというキーとなる言葉などもありましたが、今回見直しをしている計画は、地域包括ケア社会の視点でみていくと、誰も住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会ということを将来像に掲げて、基本理念、基本目標、施策の方向をいろいろと検討しているところです。 今回は、障がい者理解、地域での連携などを特に新しい取り組みとして付け加えていくのかなと考えています。7 月 30 日 (日) に市民の方々、障がい関係者の皆様を対象にした意見交換会を、市役所 4 階の大会議室で 10 時から行います。7 月 15 日号の広報の方でもご案内しますが、都合のつく方に参加していただき、ご意見を頂戴できればと考えております。 地域の課題、障がい者を取りまく課題はいろいろあり、市の方でも担当のケースワーカーと協議を重ね、部内でも調整し、このように関係者の皆様のご意見を頂戴して作り上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。 司会 (事務局) ⇒ 議長 (ハートラインあゆみ) 議事進行	
2 議 題	・障がい者福祉計画作成における検討 (資料：厚木市障がい者福祉計画 (第 5 期)、障害福祉サービスおよび相談支援並びに市長村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部改定について)	

事務局：障がい福祉課

5月の実務者会議は、計画の骨子ということでA3資料、アンケート結果の概要版について説明させていただいた。本日は、もっと計画らしくなったものを見ていただきたい。資料は、計画の冊子と障害福祉計画を策定するにあたって国から示された指針の改正である。本来であれば、資料は事前に送付するものであると思っているが、まだまだ、原案の段階で、日々調整や細かな修正をしているところであり、現時点の計画である。言い換えれば、まだまだ修正の余地がある段階である。ボリュームがあるので、今日は市からの説明をメインとして、7月13日に、皆様からご意見をいただきたいと思っている。施策や数値目標については、この場で即答できるものではないが、いただいた意見は意見として受け止めて、持ち帰って検討するということになるのでご承知おきいただきたい。

また、7月30日に、この計画の意見交換会を予定している。こちらは自由参加となっている。協議会と併せて、できるだけ多くの意見をいただいて最終案として進めていきたいと考えている。

(資料：厚木市障がい者福祉計画(第5期)参照)

今回、皆様にお示ししているのは、第3章 計画の目指す姿と全体像、第4章 障がい者福祉計画における施策の展開である。また、第5章は、障がい福祉サービス量等見込み(障害福祉計画・障害児福祉計画)とある。第5章については、国の基本指針にのっとり、各サービスの見込み量を設定していくこととなっている。今回、別資料として国からの指針をお渡しているが、次回までに目を通していただければと思う。

指針の方は、障害福祉計画、障害児福祉計画と一体的なものとして策定されたので、市の計画の方もあえて別計画として章立てしていない。次回までには、サービスの見込み量について市の考え方をお示しできるように準備を進めている。

第3章 計画の目指す姿と全体像(資料：厚木市障がい者福祉計画(第5期)P35～P41)

将来像、基本理念、基本目標については、骨子のところで説明している。計画の体系もある程度骨子のところでお示ししているが、施策の方向は、11本あり、内容としては、現在の計画を踏襲している。現在の計画では、施策の方向は7本あり、1相互理解の促進⇒1障がい者理解の促進へ、2相談支援、権利擁護体制の充実⇒2権利擁護の推進へ 3相談支援体制の充実、3地域生活支援の充実⇒5多様な就労支援へ 6社会参加の促進 7日常生活を支えるサービスの充実、というところに整理をしている。4社会参加の促進⇒6社会参加の促進へ、5防災、防犯体制の強化⇒9災害時支援体制の強化へ、6療育、教育の充実⇒4一貫した療育支援体制の確立へ、7保健医療の充実⇒8健康医療の充実である。そして、新たな計画には、10地域をつなぐネットワークの構築、11地域における人材等の創出と活用というのが、地域包括ケア社会に向けた新たな施策としている。達成された姿は、2025年を想定している。

第4章 障がい者福祉計画における施策の展開(資料：厚木市障がい者福祉計画(第5期)P43～P80)

施策の方向1 障がい者理解の促進(資料：厚木市障がい者福祉計画(第5期)P43～P47)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・啓発の事業はとても大事だと思っていて、市の取組も感心して読ませてもらった。私たちがグループホームを展開するときに、一番困惑するのが、地元理解である。総論賛成だが、各論は反対である。グループホームは良いが、隣に作られては困るというのが

基本的立場である。実際に運営すると理解が深まったりするので、その取組は続けていきたい。自治会や自治連に対しての啓蒙活動が必要だと思う。自治連に出向いて、障がいへの理解を深めるための取組を説明してもらおうと、自治連から各自治会、各自治会から役員に降りていくと思うので、そういった取組をぜひお願いしたい。

- ・障がい理解を広めるための普及活動で、障がい理解のための講演会というのを、市が計画として入れていただくと、より一般市民の方に啓発や理解をしていただけたと思う。知的、自閉症、精神、身体とそれぞれの障がいについて啓発の講演会を定期的に行っていただけたら良い。

⇒ 市が積極的に障がい者理解を深めるための事業をしていくということは、既存の事だけでなく、新たに事業をおこしていく必要があるということである。今何をやるかとの市の職員と考えているところである。障がい者理解の事業は、継続的に続けていくことが大事だと思うので、皆様のお力をお借りして進めていきたい。

- ・啓発のところだが、作業所の連絡会があり、昨年度の終わりにある議員から、作業所の近所の公園の管理（遊具の修理）ができないかと話をいただいた。こちらから地域に出ていく機会を増やす。日常の活動の中で積極的に出ていける環境なり施策なりがあると良いかと思い公園緑地課とも話をした。活動の中でお金がもらえれば、仕事としても位置づけもできるし、公園に行くと地域の皆さんと挨拶をして、地域との交流の良い機会になる。地道な取り組みがあってもいいかなと思う。

⇒ ちょうど、公園緑地課とも障がい者の施設、団体の方でできる部分がないかと話し合っている。先だって、就労継続支援 B 型の事業所で、公園の清掃管理を毎月ここでやっていくということがタウンニュースで取り上げられた例もある。障がい者団体がそれぞれ近所の清掃管理をして、そこに集まる方々と交流が生まれる。実情を見ていただけることで障がい者理解にも繋がると考えているので、そういった取組もまた進めていきたい。

⇒ 自治連の会議で、障がい者アンケートの結果をお伝えし、地元の自治会長会議でも PR してほしいとお願いした。アンケート結果で「地域で望まれること」が一番多かった回答が、「身近に行ける居場所が欲しい」という事だった。自治会長にお願いして、障がい者の方々が身近に参加できるイベント、交流スペース、居場所を作っていただきたいと話をした。障がい者の方々も会費を納めて自治会の会員になっていただき、自治会の事業に参加して動いている自治会もあると紹介させていただいた。障がい者理解は重要な事であると考えており、課内でも市民の方々に理解していただける様なものとしては、一つの手法として講演会があると考えている。来年度の事業で行わなくてはならないと検討している。

- ・精神障がいの啓発事業である「こころのふれあいフェスタ」は、13 年を迎える。15 公民館を毎年 1 ヶ所ずつ回っている。今年も市から委託を受けて事業を行う。今年で 13 回目になる。13 年前の第 1 回目は、南毛利公民館だった。今では考えられないが「精神障がい者の啓発」と言ったら、「そんなものはやってもらっては困る」と地域推進委員、自治会長から断られた。毎年々、地道な努力を続けてきたので、今ではうちに来てくれないかと言ってもらえる様になった。理解してもらうには、10 年位行わなくてはならない。2025 年に向けて、地道な努力が必要であると思う。

⇒ 精神の地域活動支援センターで「みんなの食堂」を展開している。半年立ち、行ってみたら、地域を越えても定期的に来て下さる方もいて、小さいお子さんを連れて来られる方からお年寄りまで集まり、テーブルを囲んで、いろいろな話をしていた。そういった

取組も障がい者理解に繋がると感謝している。

- ⇒ グループホームの関係では、地域ごとに取組の様子を自治会長に見て頂くことも口頭の説明より、わかっただけなのではないかと思う。特に荻野地区は、障害者協議会の防災プロジェクトで自治会長の協力もいただいている。

施策の方向 2 権利擁護の促進 (資料：厚木市障がい者福祉計画 (第 5 期) P48～P51)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・精神の場合の権利擁護で、平成 18 年に自立支援法ができ、三障がい一元化となったが、交通運賃の割引制度がない。そのことに対して、市としてしっかり取り組んでいただきたい。
- ⇒ 毎年、バスの運行事業所に赴いて、精神の方についても、割引いただけないかとお願いに行っている。厚木市だけでなく各市の行政の障がい担当の会議でも意見交換をしながら、県内でも県外でも取り組んでいきたい。本日、家族会と話をすることがあり、西の方から進んできていると聞いた。あきらめずに要望していきたいと考えている。

施策の方向 3 相談支援体制の充実 (資料：厚木市障がい者福祉計画 (第 5 期) P52～P54)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・実態調査の結果を見て疑問に思った。福祉サービスを利用してアンケート調査を行った対象者は、精神の場合、主に就労継続 B 型や就労移行事業を利用しての実態調査結果であると思った。雇用の促進が精神の場合は 1 位になっているが、雇用の促進を 1 位とする精神障がい者がどの位いるのか。実態調査は、自立支援医療を受給している人を対象にした方が、本当の実態がわかるのではないか。神奈川県の実態調査は、相談支援が第 1 位だった。訪問相談支援という体制を作って欲しい。
- ⇒ アンケートについては、前回の計画の平成 26 年度の時にも実施したが、その時も精神の関係の方から、サービス受給者だけではなく、サービスを受けないで、自立支援医療を受給している方もいるとご意見をいただいたのを受けて検討した。自立支援医療を受給している方は全体では 3,000 人を超える位である。人数は把握しているが、リストを抽出するのが難しく断念した。精神障がい者の意見を取り入れられる様に、無作為抽出のところでは人数的なところを配慮したのでご承知おきいただきたい。
- ・今後課題として検討していただきたい。
- ⇒ 障がい者相談支援センターが、1ヶ所増えて5ヶ所になった。地域包括支援センターも10ヶ所あるので、地域包括支援センターに障がい者の相談があったら、障がい者相談支援センターと連携を図ってできる様な体制をお願いしている。障がい福祉課の1係（精神を支援している係）でもケースワーカーが訪問して相談にあたっている。市と相談支援センターで連携を図り、できる範囲で訪問の相談を行っていきたい。
- (議長) 精神障害の相談は、サービスだけではない。それ以外の相談が多く占めていてサービスに繋がる前の相談も大事である。相談支援センターは計画相談を行う事業所ではなくて、地域が相談しやすい、地域に開かれた相談支援センターとして行っていくという考え方である。指標のところの 22.8%は、思ったより多いと感じた。
- ・取組方針のところ、『地域包括ケアシステムの中核として、市民の相談にワンストップで対応できるよう、地域包括支援センターと同一の場所に設置された障がい者相談支

援センターを整備します』とあるが、昨日の地域の回覧で、南毛利南地区のチラシの中の文面で『地域ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で介護や医療・・・』とあり、高齢者と書かれてしまうと障がい者は入っていないと思ってしまう。以前にも同じような文面があり、地域包括ケア推進担当に意見をされたこともあったが、またあった。今からでも訂正して欲しい。

- ・相談支援センターを市内に何ヶ所もあるようにするのは良いが、あまりにも専門性がないと相談してもどうにもならないという苦情が会員から出ている。専門性をスキルアップすると取組に入っているが、これは本当に強化してほしい。

施策の方向 4 一貫した療育支援体制の確立 (資料: 厚木市障がい者福祉計画 (第 5 期) P55 ~P58)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・障がい者理解促進とつながってくると思うが、成人の障がいのご家族、ご兄弟と話をした時に、幼い頃からずっと一緒に暮らしているので障がい者に対して違和感が全くないと言っていた。子供の頃から実際に障がい者と関わる機会を持つことは、とても大事なことだと思う。例えば、取組 2 の学校生活期における支援の充実のところで、子供が障がい児と触れ合う機会を増やしてほしい。具体的には、普通級と障がい児クラスの交流である。交流事業を充実させていただきたい。
- ・今インクルーシブ教育でモデル事業とかモデル校があって 2 年後に発表になるのか。
- ・発表というか、モデル校として、小・中学校が一つずつ研究校として取り組んでいる。市内の小・中学校に状況を常に発信していこうとしている。どこの小・中学校も交流については、積極的に行っている状況があると捉えている。交流については、子供の状況とか、保護者の考えを全部ひくくめでの相談の中で設定していくので、子供や保護者の気持ちに添いながらの状況というところは、意識しながら進めていると捉えている。
- ・インクルーシブという障がいがあるなしに関わらず、みんなが同じ場所で学べるようにというところでは、交流というよりも通常級でみんながどう学んでいけるかである。各学校でだいぶ始めているのかと捉えている。
- ・早期療育や学校生活における支援の充実は、そこに携わる支援者の専門性がないと進まないの、専門性の確立というのも必須項目と思うので入れて欲しい。
- ・特別支援級に配属される先生は、専門的な知識を持って児童に対応しないと効果がでないの、専門性の確立は是非お願いしたい。

施策の方向 5 多様な就労支援 (資料: 厚木市障がい者福祉計画 (第 5 期) P59~P62)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・60 頁のアンケートの結果で、通勤手段の確保についての具体的な取組は載せないのか。就労しても時間内に職場に行くとか、朝起きて支度をして家を出るなどの生活支援は、就労支援センターのぼむに依頼することになると思うが、実際会員の中に、一般就労している人のトラブルがあって、相談してもなかなか「ぼむ」に繋がらなくて動いてくれなかったという事が何例もあり、市内の就労移行支援事業所に相談してもそれは法律にはないので、我々はそこの生活支援はできないと断られた。結局は、養護学校に相談に行って養護学校の先生が間に入って解決したり、家族がいろいろな支援を探して、解決

に向けた例が多い。生活支援という部分を「ぼむ」に頼らず、何か市内で新たな取組を確立するしかないと思う。

- ・うまく対応できていなかった部分もあったかと思う。「ぼむ」としても、年々登録者が増えていて、前年度までは、400 人前後の方が登録されていた。今年からはもう 450 人の登録になっている。新規登録者も 3 ヶ月待ちの状態である。限りある職員の人数の中で、平等に支援していかなくてはいけないと思っているが、なかなかそこに手が回っていないというのが現状である。申し訳ないと思う。生活支援の方は、朝の通勤のところで、行けないということであれば、通勤支援で本人にメールをしたりしている。相談いただければ、なるべく対応しようと思っている。それが 1 年、2 年で解決するかどうかは、所内に持ち帰り検討したいと思っている。
 - ・トラブルになって相談すると大きくなってしまう。解決せずに離職してしまい、在宅にならなくてはいけないというケースもあるので、「ぼむ」に登録したら、半年に 1 回ぐらいは職場訪問し、本人と連絡を取り合って面談するとか、そういうシステムを絶対に作ってもらわないと、トラブルが大きくなってからはどうしようもない。
 - ・養護学校を卒業された方の定着支援という形で受けさせてもらっている。養護学校の先生と連携をし、次はいつ行こうかと年 2 回の会議で情報共有している。
- (議長) マンパワーが足りない。相談支援もそうだが、アフターフォローが必要な中、登録者が年々増えていくので難しい。就労移行とかいろいろな事業所ができて上手く役割分担できると良い。
- ・生活支援の部分は決まっているので移行支援事業所ではできないと言っている。そこをどうするのが一番問題である。離職率を下げず、その人が安定して仕事ができるようにするには、他のシステムを作るか、地域で支えるシステムを作らなくてはダメなのかと思う。
- ⇒ 今までの障がい者福祉計画でも就労支援を表に出してこなかった。福祉的な就労の就労継続支援 B 型とかそういった内容にとどめていた。これからは、障がい者の方の就労支援は重要部分であると考えていて、今回新たに章立てをした。やはり、障がいの相談に入ってくる話としても一般就労したいというところからは入ってこないところがあり、市としても一般就労した方のその後は把握できていない状況だった。
- 平成 30 年度から新設される就労定着支援というサービスだが、詳細は、厚労省から出ていないが、出ている情報としてのサービス内容は『就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定の期間に渡り行うサービスを新たに創設する』とある。支援の内容としては、『障がい者とも相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。具体的には、企業、自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて必要な連絡調整や指導、助言等の支援を実施』とある。サービスに期待するところはあるが、このサービスをどこの事業所が行うのか、就労移行支援事業所が担わされるのかとまだまだわからないところがあるので、新たなサービスが新設されたとたんに課題解決というわけにはいかないが、就労に関しては、専門的な機関の役割もあり、その中で厚木市が進めいく就労相談をどうしていくかということも考えていきたいと思う。
- ・就労継続支援 B 型の事業を行っているが、B 型でも就職する人がいて B 型に週 1～2 回通い、週 3～4 回働いている。何で利用するかというと定着支援である。会社で起きたトラブルの相談と息抜きに通ってくる。最近もそういう例があり、週 4 回働いているの

で、B型の支給は要らない。次で支給決定を切ると言われた。その後は、相談の方で相談にのったらどうかとあるが、B型が関わって就職したので、その後の関わりをもって行っている。登録が切れてしまったら、B型として行う必要がなくなってしまうので支給決定も事情を踏まえた上で複合的に考えて頂きたい。精神の方は就職はするが、定着率が悪い。そこは定着支援が不十分だと思う。厚木市は、『勤務時間の短縮等により』と言っているが、企業側からすれば、20時間以上働いてもらわないと雇用率に算定できないので困る。それが出来ないなら、辞めてくれと言われる。制度上の問題と企業側の理解と福祉サービスの充実だと思う。

施策の方向6 社会参加の促進 (資料：厚木市障がい者福祉計画 (第5期) P63～P66)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・ 学齢期を過ぎた障がい者の方は、普段は事業所に通所しているので、あまり移動支援は使わないが、土・日が必要である。土・日に知的障がい者を受けてくれるところが少ない。受けてもらっても移動が公共の交通機関となっているが、公共の交通機関が不得意で出られない方がたくさんいる。時間はたくさんいただいているけれども、使い勝手が非常に悪いのが現状である。ヘルパーの数も少なく取り合いである。土・日に受けてくれるヘルパー事業所がない。早急に増やしていただきたい。公共の交通機関でなくても良いように少し緩めてほしい。
- ・ ヘルパーの単価が安いので、事業所的には、移動でヘルパーを雇うことができない。相模原市は、厚木市より倍以上単価が高い。相模原市はいろいろな事業所が移動支援をしてきている。現状としては、移動を希望している数はものすごく多いので、他の方法をみつけるか何か柔軟に対応するかしない。親が元気なうちは、車で移動できるが、親が車の運転ができなくなると家から出られなくなる。趣味の多い人ほど外に出なくてはならない。移動の手段をもう少し考えなくてはいけない。

施策の方向7 日常生活を支えるサービスの充実 (資料：厚木市障がい者福祉計画 (第5期) P67～P70)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・ 重度の障がいのある方や医療ケアを必要とする方に対応できる事業や人材が不足しているという課題はあるが、具体的にどういうことか見えにくい。現状として、厚木市に住んでいるが、市内の事業所に通えない。
- ・ 重度の自閉症の人が、養護学校を卒業してから生活介護として市内に行くところがなくて、市外に行くしかない。市内であっても、障がい特性を理解していただける事業所がなく、転々とする方もいる。なかなか合った事業所が見つからないという方もいる。親がいつまでも元気で送迎できるわけではないので、送迎の要らない市内で重度の方の行ける場所がほしいというのは、課題である。重心も同じ課題である。津久井やまゆり園の事件から、津久井やまゆり園でしか預かってもらえなかった重度の自閉症の人たちは、短期入所でも受け入れ先がなく、困っている。重度で家族も大変なのに預けるところもなく、家族が見ていて精神的に疲弊しているというケースも聞いている。短期入所も含め通所場所も早急に解決してほしい。
- ・ 精神も同じである。病院から退院して自宅では面倒見られないという場合に、医療的ケ

アを必要とするグループホームは必要かと思う。市内にはない。8割がた家族が見ていて、家族が疲れ果てている人が多い中で重度はもっと大変である。その人たちの行くところがない。市としても医療ケアを必要とするところというのを考えていただきたい。

施策の方向 8 健康と医療の充実 (資料: 厚木市障がい者福祉計画 (第 5 期) P71~P72)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・主な取組の心身障害者医療費助成、自己負担額の助成というところで、精神の場合は、1 級のみでの助成であるが、精神障がい者の場合は、1 級でも 2 級でも薬を飲まなくてはならない。就労率も身体、知的障がいの方に比べて低い。働いていない人が多いなかで、1 級は助成をいただいているが、2 級にとっても辛いことである。自己負担額の助成を 2 級まで拡大していただきたい。

施策の方向 9 災害時支援体制の強化 (資料: 厚木市障がい者福祉計画 (第 5 期) P73~P74)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・夜に管理人のいないグループホームもあり、夜中に地震が起きた時に避難するのは大変ではないかと思う。訓練の時は、市の職員がグループホームに行き、近くの小学校に連れて行ってくれた。そこから福祉避難場所への移動である。たださえ、不安なのにパニックを起こすかも知れない。訓練して慣れさせるというものもあるが、夜に管理人のいないグループホームの避難の方法について力を入れて考えてほしい。一回小学校に逃げて、そこから福祉避難場所へというのではなく、親から離れている人たちはすぐに福祉避難場に行けるような形を考えてほしい。
- ⇒ 原則的には、避難所での生活が困難な場合には、市と協定を結んでいる施設へととなっているが、2段階移動があるということで、大きな負担である。移送できるかどうかはわからない状況もある。地域に障がいのある方がどのくらいいるのか、地域で把握し、重い方が施設に避難するとか、地域のルールを作ることで課題解決ができるのかと思っている。今後、各地域で検討していけるような体制が整えていけると良い。
- ・取組 1 の障がい者が参加しやすい防災訓練の実施はどのようなことを考えているのか。
- ⇒ 現行の計画でも事業として位置付けている。各地域に自治会や自主防災隊があり、防災訓練を行っているが、そこに障がい者が参加しているかどうか全く把握できていない状況である。障がい者が防災訓練に参加していただくことは、地域にとってもとても重要なことである。自主防災隊が開催した防災訓練は参加人数が報告されてくるので、危機管理課に相談し、障がい者が参加したかどうかの報告をあげてくれないかと調整しているところである。
- ・何年も危機管理課に要望しているのは、9月1日の防災訓練の日を日に変更してほしいということである。真夏の暑いときにしないで、もう少し気候のいい時期に行ってくれないかとずっとお願いしているので一緒に調整してほしい。一回でもここが避難場所だと体験すれば、わかる人たちも多い。時期が問題だと思っている。
- ⇒ 市の職員も防災訓練は、9月1日を中心とした日曜日に実施しているところである。地域で実施されている防災訓練の日にもそこが中心なのか、日にちをずらして実施しているのかは、状況はわかっていない。そういったところを把握して、相談したいと思う。

施策の方向 10 地域をつなぐネットワークの構築 (資料:厚木市障がい者福祉計画 (第 5 期) P75~P77)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・教育現場で障がい特性の理解の周知を徹底するという教育方針を作っていたいただきたい。自分の子供が精神障がいになったときに、この病気のことを知らなかった。もっと教育現場で病気を理解していたなら、早めに治療し重症化しないですんだ。
 - ・地域包括ケア社会の実現の肝がネットワークの構築である。障がい福祉だけで動きをしても、なかなかネットワークはできないと思う。社会教育課など他の担当課が、地域包括ケア社会の実現について認識してもらった上でないとできない。難しいところである。厚木市全体で取り組んでいかないと地域包括ケア社会は、実現しないと思う。
- ⇒ 障害福祉に携わる職員としても、障がい福祉だけで頑張ればできるとは思っていない。市全体で、行政だけではなく民間、地域の人と全員で行っていくことだと思っている。ネットワークとか簡単に言うがそこが難しいところだと思っている。誰かがやってくれるだろうという意識でいると進んでいかないので、障がい者の占める割合は、数パーセントだと思うが、声を上げていかないと消されてしまうところもある。当事者意識をもって役所全体で進めていくのが必要である。

施策の方向 11 地域における人材創出と活用 (資料:厚木市障がい者福祉計画 (第 5 期) P78~P80)

現像と課題、取組方針、達成された姿、主な取組、成果を計る主な指標 資料参照

意見交換

- ・取組方針として、ボランティア活動など支援の担い手の養成に取り組むとある。精神の場合はボラティア団体がない。ボランティアの養成と活動の充実をお願いしたい。
- ・ボランティアセンターでは、平成 25 年度から一旦中止していた精神保健福祉ボランティアの養成講座を開催している。4~5回のコースで、毎回 15 名前後の受講生がいるので 70 名ぐらいいは講座を受けられているが、そこから団体がうまれたりとか、新たなサービスのボランティア活動に結びついていけないところである。この点は社会福祉協議会として関係機関と連携を図って、精神に限らずボランティアの育成に努めていきたい。
- ・生活支援体制の整備ということで、新たな資源開発を行う体制を整備するとあるが、地域包括ケアシステムの方については、介護保険制度上のことなので、結局は高齢者に対するサービスの向上である。それに基づいて、高齢分野の地域包括支援センターが中心に第 2 層協議体の整備が始まっていて、高齢者に対する生活支援、介護予防サービスを作っていく。通いの場、集いの場、居場所、または訪問サービスについて、ボランティアを中心とした担い手を形成しながらサービスを構築していくという動きがあるが、それと障がいの分野の関係、地域包括ケア社会の対象を高齢者だけではなく厚木市は独自に設けているが、そこは別に取り組まれていくのか。それとも現在包括支援センターが中心におこなっている第 2 層協議体の中と一体として障がい分野も利用できるようになるのか。一体として行う場合は、高齢者の場合は総合事業にあてはめられていて、市の方からお金が出るが、障がい者が利用するとしたら、100%自己負担になるのかという問題が絡んでくるので、その考えが示されるとありがたい。
- ・生活支援体制の協議体については、地域包括支援センターが関わっているが、厚木市社

会協議会に市から委託されていて、地域包括支援センターは、事務局として行う方向だと思っている。それについては少しずつ動き始めたところで、方向性としては、厚木市社会福祉協議会と地域包括支援センターと一緒にやっていく。

- ・現在、生活支援コーディネーターは、市から委託を受けていて社協内に設置されている。そこで焦点としているのは、介護予防と高齢者に対する生活支援のサービスを新たに作り出すことというところである。動いている。障がいの分野でも新たな資源開発ということがあげられているので、具体的にどのような方法を取る計画なのか整理が必要である。
 - ・厚木南包括と障がいを含めての子供食堂があるが、モデル的に行っているふれあいの場なのか。それは合同でやっていることだと思うが、それをモデル的におこなっていて、広げていくことではないのか。
 - ・昨年 12 月から地域活動支援センターの方が、地域の食堂をオープンしたという話があったが、そちらについては、生活支援の資源ということではなく、地域の中で交流できる場を持つということでの事業である。地域包括システムの中の生活支援介護予防の中の一つには入っていない形である。地域の中で独自に起こった交流の場である。高齢者も障がい者も誰でも来て良い交流の場である。今あるのは、事業者が行うサービスである。実際に介護保険上でサービスを作っていくとすると、ボランティアであるとか住民主体でサービスを作っていくという動きになる。
 - ・厚木南地域包括支援センターから、そのメンバーが核となって、協議体を設立して動く方向だと聞いているのだが。
 - ・その点はまだ不明瞭なので整理は必要かと思う。厚木市の方針として計画にのせる段階でどういう方向を取るのか。厚木南で協議体を作っているが、そこに関しては、高齢者の介護予防と生活支援のサービスを作っていく協議をする場であるが、そこに協議会の視点が入らないと厚木市が目指している地域包括ケア社会について沿っていないため、障がい者相談支援センターに入ってもらったり、障がいの分野からの参加も求めている。具体的にどのようにサービスを作っていくかという介護保険の制度に基づいたサービスとこの計画で言っている障がい者に対するサービスである。どういう関係になるかは、まだ明確になっていない。
- ⇒ 高齢は高齢で、地域包括支援センターの方に協議体の事務局を置かれるということだが、それとは別に、障がいでも作ろうという考えは全くない。あくまでも障がいのある高齢者は今でもいるし、どんどん増えていく。障がい者でも介護保険を使っている方もいる。障がい者にとってどうなのかという視点を是非入れていきたいということで、協議体の中にも、障がい者の支援の方を入れていただきたいとお願いをしている。どう組み立てていくかという、介護保険事業となると、ある程度枠組みがあるので、そういった中でサービスを使うことになると、(介護保険の対象ではない)若い障がい者はどうするか整理が必要かと思う。
- (議長) 厚木南の協議体に障がいとして参加させていただいて、先を見据えて何を目標していくのか、障がいをどう活かしてしていくか、せっかく参加させていただいているので、整理とか考えは常にしていかななくてはいけないと思っている。たぶん全地域で行っていく。
- ・10ヶ所の地域包括支援センターの区域に介護保険上で求められている協議体を設置する。そこには、地域包括支援センターの方には、障がい者の分野も児童の分野も入っているので、その視点をどうもっていくのが課題としてあがっていたのでお話をさせてい

ただいた。あと取組方針のところ、『多様な主体による生活支援サービスを活用しながら』とあるが、どこが主体になるのか明確になると良い。

- ・地域包括支援センターは、市内に 10 か所あり、それぞれ地区割りが決まっていて、そこに障がいの相談支援センターがある。そこで地域包括支援センターにきた相談に障がいの方が関わっていれば、障がいの相談支援センターを交えての相談を行っている。地域ケア会議などいろいろな形で行っている。今、地域包括支援センターが行っているのは、あちこちにカフェという形でみんなで集える場を作ろうとしている。6月 17 日にカフェという形で妻田東にオープンした。地域の方、地域包括支援センター主体の地域カフェとして行い、民生委員や事業所に共催をいただきながら、元民生委員にボランティアとして参加していただきながら、運営をしている。来られている方は、高齢者、地域の方々、ミニデイで声かけした方々、民生児童委員の集会に声かけして、そこから声かけしていただいた方々に来ていただいた。家族にも声かけし高齢者に限定しているわけではない。まずは、地域で顔と顔の見える関係をつくることが大事ではないかと各地域包括支援センターで取組を行っているところである。

(議長) 今日初めて、計画をご覧になった方も多かったので持ち帰っていただき、2週間後に2回目の検討を行いたいと思う。

3 その他

- ・情報提供 (チラシ参照)

映画 『みんなの学校』

日時：8月5日(土)～8月25日(金)

上映場所：アミューあつぎ9F 映画. Comシネマ

◎ 8月8日(火) PM トークショー(真鍋 敏永監督)

特別支援教育の対象の生徒が特別支援学級ではなく同じ教室で学ぶという公立小学校の話である。教職員だけではなく、保護者の方、地域の方が一緒になって学校を作り上げてきた映画である。障がい者理解の取組をする上で参考になる映画である。学校の先生にも観ていただきたいと教育委員会と調整している。

厚木市と映画. Comシネマと共催

議長(ハートラインあゆみ)⇒ 司会(事務局)

4 閉会

挨拶 副議長(厚木市社会福祉協議会)

以上

次回予定 平成 29 年 7 月 13 日(木) 午後 2 時から
厚木市保健福祉センター 会議室 501